

役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤寿会の役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(理事会、評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したとき及び、監事監査の業務を行った場合は、別表1により一日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、施設の職員を兼務する役員は除く。また、理事会、監事監査出席とは別に、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、各年度の報酬の総額が60万円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により一日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、評議員会出席とは別に、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、各年度の報酬の総額が40万円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

3 評議員選任・解任委員が委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、施設職員は除く。

4 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 報酬は、法令の定めるところにより所得税を源泉徴収して支給する。

6 報酬等の支給については、現金または振込みにて支給するものとする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成30年4月1日より適用する

附則 一部改正し、令和元年6月22日より施行する

別表 1

名 称	報酬額 (日額)	実費弁償額
理事会出席報酬	10,340円	1,500円
監事監査出席報酬	10,340円	1,500円
評議員会出席報酬	10,340円	1,500円
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,340円	1,500円

※報酬額より所得税 1,840 円が源泉徴収されます

別表 2

名 称	報酬額 (日額)	実費弁償額
役員等業務報酬	10,340円	1,500円

※報酬額より所得税 1,840 円が源泉徴収されます

別表 3

報酬額 (日額)	旅 費	宿泊費	その他
10,340円	実費	実費	実費

※報酬額より所得税 1,840 円が源泉徴収されます